

上山市

建築物耐震改修促進計画

令和8年3月
上山市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 目 的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 想定される地震の規模、被害状況	3
1. 山形県における地震の規模、被害状況	3
2. 上山市の被害想定	5
第3章 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	6
1. 耐震化の状況	6
1-1 住 宅	6
1-2 建築物	9
2. 耐震改修等の用途別目標の設定	11
2-1 住 宅	12
2-2 建築物	12
第4章 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策	14
1. 基本的な取組方針	14
2. 耐震化の促進を図るための支援策	14
3. 改修実施への環境整備	15
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策	15
5. 地震時の通行を確保する道路	16
6. ブロック塀等の安全の確保	16
7. 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	17
7-1 地震ハザードマップの周知	17
7-2 相談体制整備・情報提供の充実	17
7-3 パンフレット作成・講習会開催	17
7-4 家具転倒防止策	17
7-5 自治会等との連携	17
8. その他関連施策の推進	18
8-1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働	18
8-2 その他	18

巻末資料	19
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	20
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	28
3 《住宅－構造別集計》（大字単位）	37
4 《住宅－年代別集計》（大字単位）【木造・非木造】	39
5 《住宅－年代別集計》（大字単位）【木造（戸建・戸建外）】	41
6 《住宅－耐震化状況》（大字単位）	43
7 《特定既存耐震不適格建築物－耐震化状況》	47
8 《公共施設－耐震化状況》	50
9 特定建築物・公共施設・緊急輸送路位置図	54

第1章 計画の概要

1. 目的

上山市建築物耐震改修促進計画（以下「計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現するため、防災上重要な建築物や住宅の耐震診断・耐震改修の目標、目標達成のための施策、地震に対する安全性向上のための知識の普及・啓発の方法等を検討し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ重点的に推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日、法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という）の第6条第1項及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日、国土交通省告示第184号）（以下「基本方針」という。）に基づくとともに、「山形県建築物耐震改修促進計画」（令和5年12月）に則り、策定するものである。

また、本計画は、「山形県地域防災計画（震災対策編）」（令和6年3月）、並びに「上山市地域防災計画（震災対策編）」（令和5年3月）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

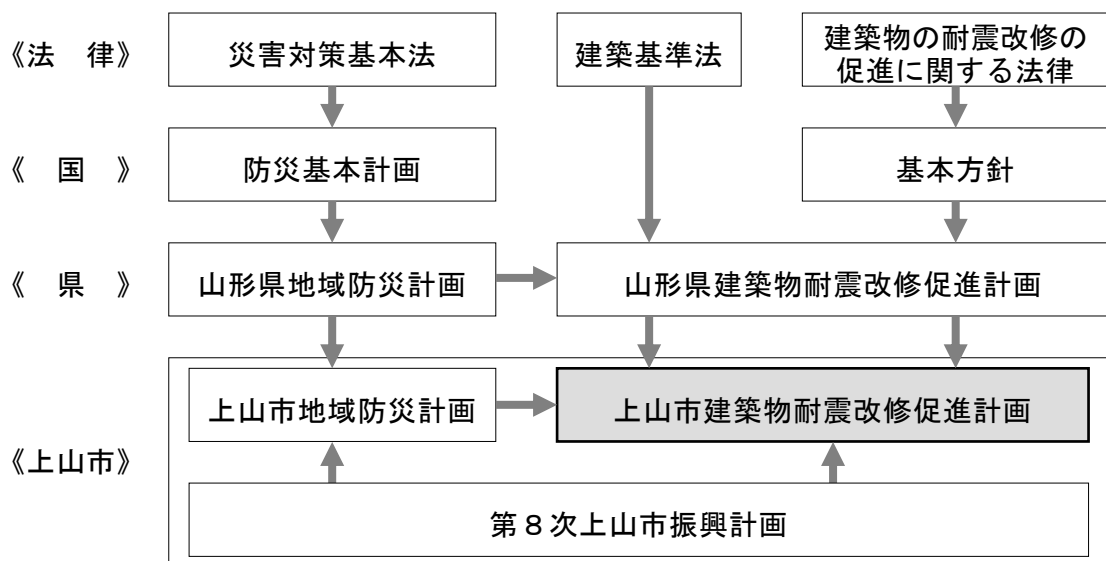


図 1-2-1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年とする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

第2章 想定される地震の規模、被害状況

1. 山形県における地震の規模、被害状況

山形県における主要な活断層は、山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯が存在し、このうち3つの断層帯で阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード 7.5～7.8 クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている（表 2-1-1）。

今後 30 年以内に大規模地震が発生する確率は、山形盆地断層帯で 0.003～8%、庄内平野東縁断層帯で 0～6%と全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されている。また、隣接する宮城県沖地震（M7.0～7.5）の今後 30 年以内の発生確率が 90%程度と高く、本県に与える影響も懸念される。

県内の4つの断層帯のうち本市に大きな被害をもたらすと予測されるのは、図 2-1-1 に示すように大石田町から本市にかけて伸びる山形盆地断層帯並びに本市の西を南北に通る長井盆地西縁断層帯である。とくに山形盆地断層帯は、本市のほぼ中央部に達し、地震が発生した際の想定震度は7に達している。

山形県による県内断層帯の被害想定調査結果は表 2-1-2 に示すとおりである。

被害想定が県内最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯では、県内全域で被害が予想されており、建物の全・半壊約 89,000 棟、死者 2,114 人、負傷者約 22,000 人、建物被害による避難者が約 95,000 人と見込まれている。また、長井盆地西縁断層帯では、建物の全・半壊約 73,000 棟、死者 1,706 人、負傷者約 16,000 人、建物被害による避難者が約 79,000 人と見込まれている。

表 2-1-1 想定地震の長期評価一覧

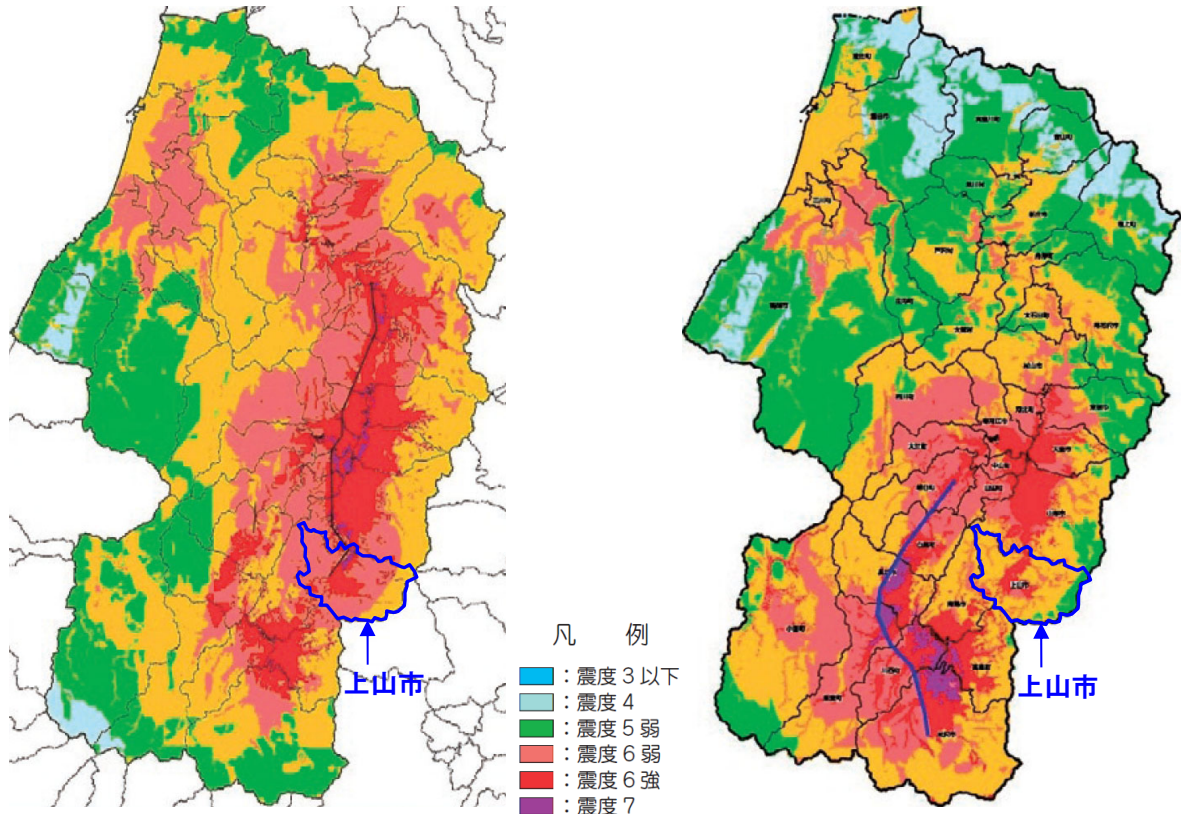
断層名	地震の規模	断層の長さ（位置）	地震発生確率
			30年以内
庄内平野東縁断層帯	全体：M7.5程度 北部：M7.1程度 南部：M6.9程度	全体：約38km（遊佐町～鶴岡市） 北部：約24km（遊佐町～庄内町） 南部：約17km（庄内町～鶴岡市）	北部：ほぼ0% 南部：ほぼ0%～6%
新庄盆地断層帯	東部：M7.1程度 西部：M6.9程度	東部：約22km（新庄市～舟形町） 西部：約17km（鮭川村～大蔵村）	東部：5%以下 西部：0.6%
山形盆地断層帯	全体：M7.8程度 北部：M7.3程度 南部：M7.3程度	全体：約60km（大石田町～上山市） 北部：約29km（大石田町～寒河江市） 南部：約31km（寒河江市～上山市）	北部：0.003%～8% 南部：1%
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	約51km（朝日町～米沢市）	0.02%以下

出典：山形県建築物耐震改修促進計画（R5.12、山形県）

注）地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：R3.1.1

《山形盆地断層帯》

《長井盆地西縁断層帯》



出典：山形県の活断層 (H21.1、山形県総務部危機管理室総合防災課)

図 2-1-1 主要な活断層と想定される震度

表 2-1-2 県内断層帯の被害想定調査結果一覧

項 目	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯
想定マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建物全壊 (棟)	10,781	1,295	34,792	22,475
建物半壊 (棟)	23,618	5,342	54,397	50,926
死 者 (人)	915	110	2,114	1,706
負 傷 者 (人)	9,694	2,585	21,887	16,405
避 難 者 (人)	41,044	7,776	94,688	78,849

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

出典：山形県建築物耐震改修促進計画 (R5.12、山形県)

2. 上山市の被害想定

山形県では「山形盆地断層帯被害想定調査報告書」（山形県、平成14年12月）により、県内市町村の被害想定結果を公表している。

本資料に記載された山形盆地断層帯による上山市の被害想定結果は、表2-2-1に示すとおりである。

表2-2-1 山形盆地断層帯地震被害想定(上山市域分)

区分		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震の規模		M7.8	M7.8	M7.8
計測震度		5強～7	5強～7	5強～7
建物被害棟数	全壊(棟)	2,163	2,163	1,751
	半壊(棟)	2,812	2,812	2,574
死者数(人)		109	129	81
負傷者数(人)		1,064	1,187	868
罹災者数(人)		7,698	7,653	6,640
避難所生活者数(人)		3,657	3,627	3,079

出典：上山市地域防災計画（R5.3、上山市防災会議）

第3章 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

1. 耐震化の状況

1-1 住宅

(1) 固定資産データ

令和7年1月の固定資産データ調査結果によると、市内の住宅総数は11,506戸である。

これらを現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日を境とした建設年代別に見ると、昭和56年6月1日より前（以下、昭和56年以前とする）に建築された住宅は4,554戸で、全体の39.6%を占めるのに対して、昭和56年6月1日以降（以下、昭和57年以降とする）に建築された住宅は6,531戸で、全体の56.8%となっている。また、建設年代不詳の住宅総数は421戸で全体の3.7%となっている（表3-1-1参照）。

構造別では、戸建木造住宅が10,460戸で全住宅の90.9%と高い比率を占めている。このうち昭和56年以前に建築された戸建木造住宅は4,452戸であり、建設年代不詳411戸を加えると4,863戸と全戸建木造住宅の46.5%、全住宅の42.3%を占め、戸建木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。

戸建木造住宅以外の住宅は1,046戸で、全住宅の9.1%となっている。このうち昭和56年以前の建築は102戸であり、建設年代不詳10戸を加えると112戸と全戸建木造住宅以外の住宅の10.7%、全住宅の1.0%となっている。

表3-1-1 固定資産データ調査結果(住宅の建設年代別戸数)

単位：戸

建設年代	戸建木造住宅	戸建木造以外の住宅	備考
～昭和25年(～1950)	413	0	4,554(39.6%)
昭和26年～昭和35年(1951～1960)	321	5	
昭和36年～昭和45年(1961～1970)	1,402	32	
昭和46年～昭和56年(1971～1981)	2,316	65	
(昭和56年以前 小計)	(4,452)	(102)	
昭和57年～平成11年(1982～1999)	3,393	662	6,531(56.8%)
平成12年～(2000～)	2,204	272	
(昭和57年以降 小計)	(5,597)	(934)	
不詳	411	10	421(3.7%)
合計	10,460	1,046	11,506(100.0%)

(R7.1)

注) 戸建木造住宅以外の住宅は、土蔵造、鉄骨・鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造、コンクリート・ブロック造、共同住宅、寄宿舎等が含まれる。

(2) 耐震化率の推定

山形県建築物耐震改修促進計画（令和 5 年 12 月）によると、住宅の耐震化の状況は表 3-1-2 に示すとおりとなっている。

表 3-1-2 建て方別耐震化の状況(山形県)

区分	総戸数	昭和 55 年 以前の住宅	うち 耐震性 あり	昭和 56 年 以降の住 宅	耐震性 を有する 住宅	耐震化 率 (%)
	A	B	C	D	E=C+D	E/A
戸建て 住宅	305,200	113,700	50,000	191,500	241,500	79.1
共同 住宅	88,100	9,600	7,700	78,500	86,200	97.8
計	393,200	123,300	57,700	270,000	327,700	83.3

出典：山形県建築物耐震改修促進計画（R5.12、山形県）

注）・「平成 30 年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計）を加工して作成

注）・建築年代不詳戸数は、昭和 55 年以前と昭和 56 以降との割合で按分

注）・耐震性有の割合は、平成 20～30 年住宅・土地統計調査（総務省）から得られる耐震診断を実施し、「耐震性が確保されていた」住宅の割合

表 3-1-2 から昭和 55 年以前の戸建て住宅（113,700 戸）のうち、耐震性あり（50,000 戸）の割合は 43%、また、昭和 55 年以前の共同住宅（9,600 戸）のうち、耐震性あり（7,700 戸）の割合は 80%であることが分かる。

この割合を用いて、令和 7 年 1 月現在の市の住宅の耐震化率を推計すると表 3-1-3 に示すとおりとなる。

市内の住宅総数 11,506 戸のうち、昭和 57 年以降の新耐震基準で建てられた住宅は 6,531 戸、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた住宅のうち、耐震性がある住宅は 2,181 戸あると推計されることから、耐震性を有する住宅は 8,712 戸と推計され、耐震化率は 75.7%となる。

表 3-1-3 住宅の耐震化の現状(上山市)

分類	住宅総数	昭和 56 年 5 月以前の 住宅数	うち 耐震性 あり	昭和 56 年 6 月以降の 住宅数	耐震性 を有する 住宅数	耐震化 率 (%)
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑤/①
戸建て 住宅	10,460	4,863	2,091	5,597	7,688	73.5
共同 住宅	1,046	112	90	934	1,024	97.9
計	11,506	4,975	2,181	6,531	8,712	75.7

住宅総数 11,506 戸

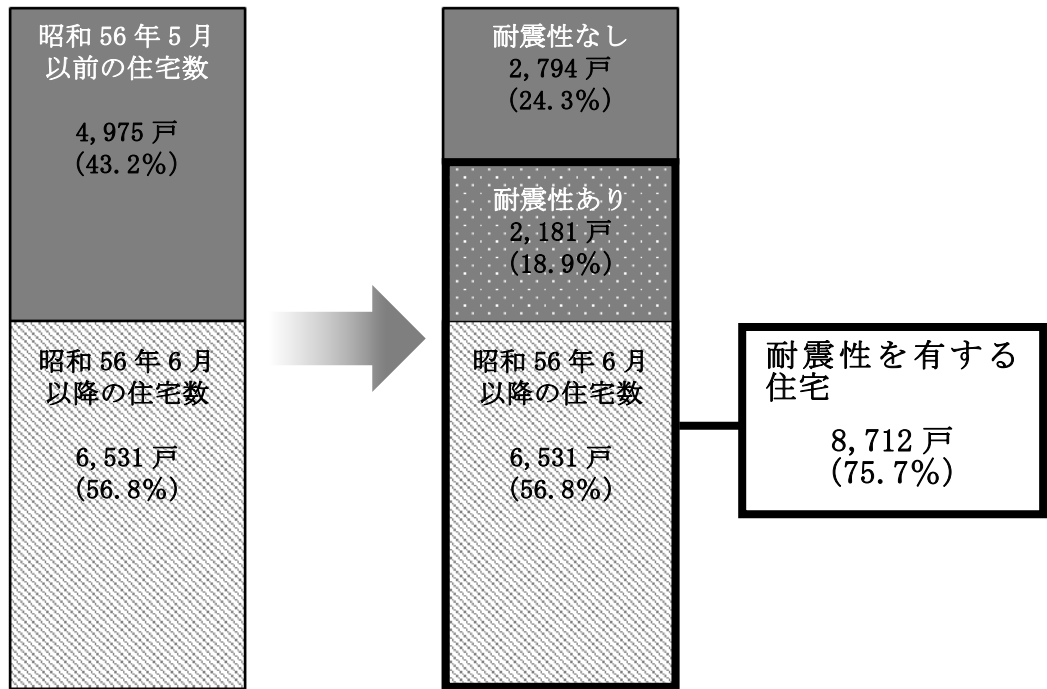


図 3-1-1 住宅の耐震化の現状

1-2 建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法の対象となる本市の特定既存耐震不適格建築物は、表 3-1-4 に示すとおり、全体で 35 棟抽出された。

表 3-1-4 特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況

用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性あり	耐震化済
小中学校等(2F以上)	11	11	3	8
学校(上記以外)	0	0	0	0
体育館(一般供用)	1	1	1	0
老人ホーム等	0	0	0	0
幼稚園・保育園	0	0	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	4	0	0	0
病院・診療所	1	0	0	0
劇場・集会場	1	0	0	0
店舗等	0	0	0	0
ホテル・旅館	10	0	0	0
公共庁舎等	2	2	0	2
その他	5	3	3	0
合計	35	17	7	10

注) 対象施設は、一定の用途や規模要件に該当する建築物のうち、現行の耐震基準に適合しないもの。

表 3-1-4 の特定既存耐震不適格建築物に、新耐震による建築物(昭和 57 年以降)の 44 棟を加えた 79 棟のうち、新耐震による建築物及び耐震性あり、耐震化済の特定既存耐震不適格建築物は全部で 61 棟になり、耐震化率は 77.2%となる。

(2) 公共施設

公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区別耐震改修状況は表3-1-5に示すとおりである。

令和7年度現在、本市の全公共施設の耐震化率は70.9%である。

昭和56年以前に建築された公共施設は75棟で、全棟数の68.2%を占めている。また、昭和57年以降に建築された公共施設は35棟で、全棟数の31.8%を占めている。

耐震化率は、文教施設及び公民館等が最も高く全棟が耐震化されており、体育館等が92.3%、社会福祉施設が85.7%と続いている。文教施設の内訳をみると、小中学校とも、校舎、体育館ともに全棟が耐震化されている。

また、市の防災拠点に位置づけられている30施設のうち、昭和56年以前に建築された公共施設は17棟あり、耐震診断は全棟で実施されている。

耐震化率の状況で課題となるのは、耐震化率の低い公営住宅等である。公営住宅等については、17棟全てが昭和56年以前に建築されたもので、耐震診断を実施した棟数は3棟となっており、耐震化率は17.6%に留まっている。

全体を通じて、耐震診断の必要な全公共施設75棟に対して、診断を実施したのは50棟であり、耐震診断実施率は66.7%と7割を下回っている状況にある。

表 3-1-5 公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物)施設区別耐震改修状況

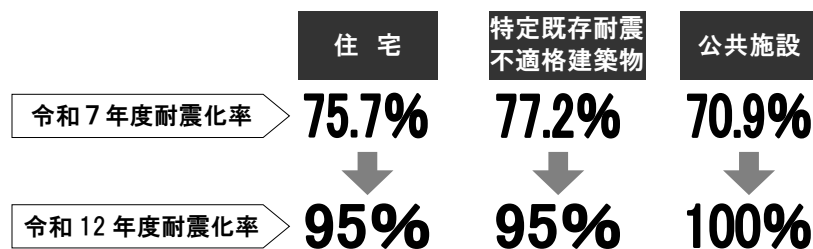
	全棟数 A	S57年 以降 建築 棟数 B	S56年 以前 建築 棟数 C	S56年 以前 建築の 割合 C/A	耐震 診断 実施 棟数 D	改修等 不要な 棟数 E	改修等 必要な 棟数 F	改修 済み 棟数 G	改修 未実施 棟数 H	耐震 診断 未実施 棟数 I=C-D	耐震化 済みの 棟数 J=B+E+G	耐震化 未実施 棟数 K=H+I	耐震 診断 実施率 D/C	耐震化率 J/A	
															(0)
1 社会福祉施設 (うち防災拠点)	7 (0)	5 (0)	2 (0)	28.6% -	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (0)	1 (0)	50.0% -	85.7% -
2 文教施設 (うち防災拠点)	32 (8)	11 (4)	21 (4)	65.6% (50.0%)	21 (4)	7 (0)	14 (4)	14 (4)	0 (0)	0 (0)	32 (8)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
幼稚園 (うち防災拠点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	
小学校 (うち防災拠点)	14 (5)	9 (3)	5 (2)	35.7% (40.0%)	5 (2)	2 (0)	3 (2)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (5)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
中学校 (うち防災拠点)	18 (3)	2 (1)	16 (2)	88.9% (66.7%)	16 (2)	5 (0)	11 (2)	11 (2)	0 (0)	0 (0)	18 (3)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
高等学校 (うち防災拠点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	
3 庁舎等 (うち防災拠点)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	100.0% (100.0%)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	50.0% (100.0%)	50.0% (100.0%)	
4 公民館等 (うち防災拠点)	11 (10)	3 (3)	8 (7)	72.7% (70.0%)	8 (7)	2 (1)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
5 体育館等 (うち防災拠点)	13 (8)	8 (5)	5 (3)	38.5% (37.5%)	5 (3)	2 (1)	3 (2)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	12 (8)	1 (0)	100.0% (100.0%)	92.3% (100.0%)	
6 診療施設 (うち防災拠点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	
7 警察本部・警察署等 (うち防災拠点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	
8 消防本部・消防署等 (うち防災拠点)	4 (2)	1 (1)	3 (1)	75.0% (50.0%)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	66.7% (100.0%)	75.0% (100.0%)	
9 公営住宅等 (うち防災拠点)	17 (0)	0 (0)	17 (0)	100.0% -	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	3 (0)	14 (0)	17.6% -	17.6% -	
10 職員公舎 (うち防災拠点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	
11 その他 (うち防災拠点)	24 (1)	7 (0)	17 (1)	70.8% (100.0%)	9 (1)	2 (0)	7 (1)	1 (1)	6 (0)	8 (0)	10 (1)	14 (0)	52.9% (100.0%)	41.7% (100.0%)	
合 計 (うち防災拠点)	110 (30)	35 (13)	75 (17)	68.2% (56.7%)	50 (17)	18 (2)	32 (15)	25 (15)	7 (0)	25 (0)	78 (30)	32 (0)	66.7% (100.0%)	70.9% (100.0%)	

2. 耐震改修等の用途別目標の設定

本市の住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震化は、想定されている県内4断層帯及び宮城県沖地震のうち、とくに山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯の被害想定を勘案すると、地震被害の減災対策として極めて重要である。

したがって、本市の耐震化率目標は、国の基本方針による耐震化率目標を踏まえ95%とする。

また、公共施設の耐震化率目標は、市民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要性があるため、できる限り全施設の耐震化率100%を目指すものとする。



2-1 住宅

令和12年度における耐震化率目標95%に対して、現状は75.7%である。

令和7年度現在、「耐震性なし」の住宅総数は2,794戸であり、このうち2,219戸の耐震化が必要となる。令和12年度までの今後5年間で2,219戸の耐震化を実現するためには444戸/年の耐震化が必要になる。

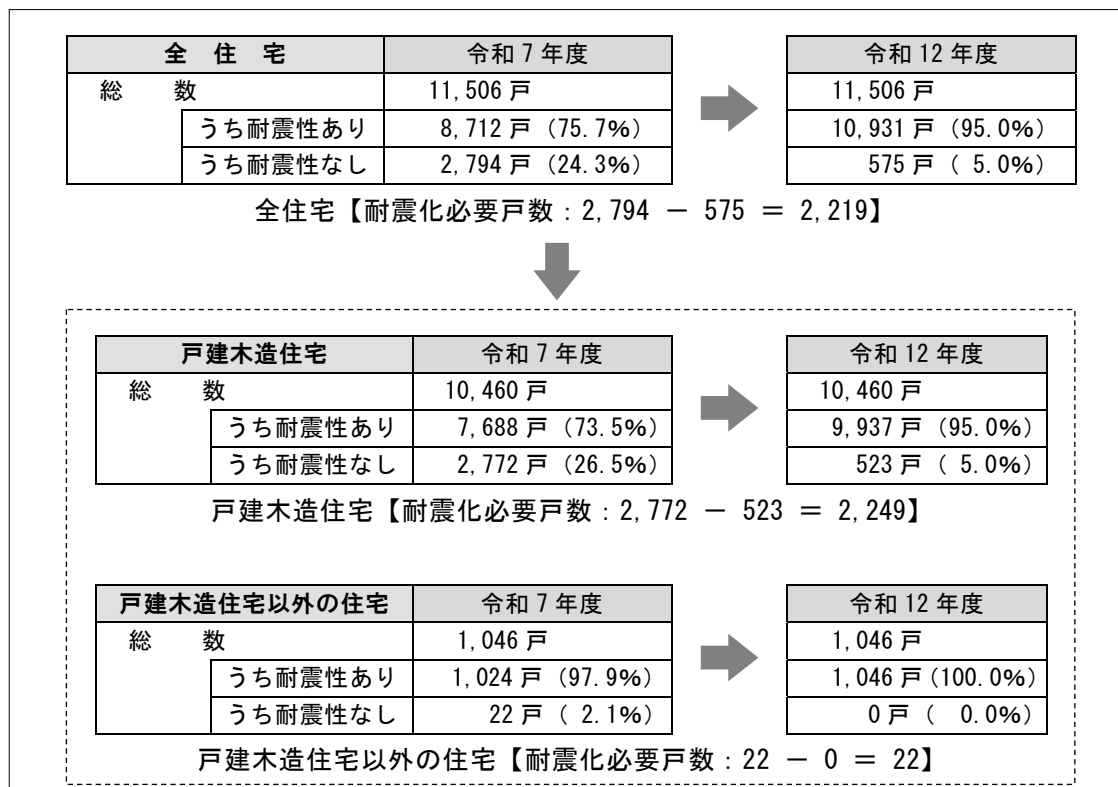


図3-2-1 耐震化必要戸数の状況

2-2 建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物

令和12年度における耐震化率目標95%に対して、現状は77.2%である。

令和7年度現在、「耐震性なし」の棟数は18棟であり、令和12年度までの今後5年間でこのうち15棟の耐震化が必要となる。

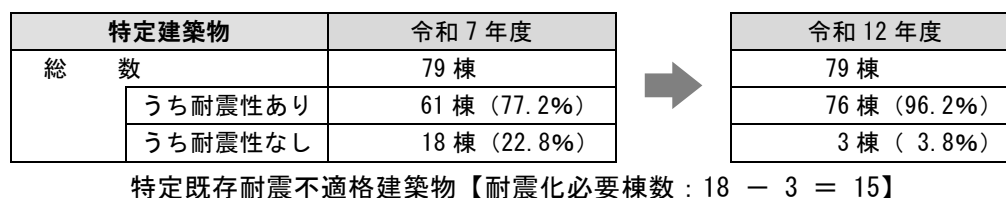


図3-2-2 耐震化必要棟数の状況

(2) 公共施設

令和 12 年度における耐震化率目標 100%に対して現状は 70.9%であり、令和 12 年度までの今後 5 年間で 32 棟の耐震化が必要になる。

公共施設		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		110 棟	→	110 棟
	うち耐震性あり	78 棟 (70.8%)		110 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	32 棟 (29.2%)		0 棟 (0.0%)
公共施設【耐震化必要棟数：32 - 0 = 32】				
↓				
社会福祉施設		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		7 棟	→	7 棟
	うち耐震性あり	6 棟 (85.7%)		7 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	1 棟 (14.3%)		0 棟 (0.0%)
社会福祉施設【耐震化必要棟数：1 - 0 = 1】				
文教施設		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		32 棟	→	32 棟
	うち耐震性あり	32 棟 (100.0%)		32 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	0 棟 (0.0%)		0 棟 (0.0%)
文教施設【耐震化必要棟数：0 - 0 = 0】				
庁舎等		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		2 棟	→	2 棟
	うち耐震性あり	1 棟 (50.0%)		2 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	1 棟 (50.0%)		0 棟 (0.0%)
庁舎等【耐震化必要棟数：1 - 0 = 1】				
公民館等		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		11 棟	→	11 棟
	うち耐震性あり	11 棟 (100.0%)		11 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	0 棟 (0.0%)		0 棟 (0.0%)
公民館等【耐震化必要棟数：0 - 0 = 0】				
体育館等		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		13 棟	→	13 棟
	うち耐震性あり	12 棟 (92.3%)		13 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	1 棟 (7.7%)		0 棟 (0.0%)
体育館等【耐震化必要棟数：1 - 0 = 1】				
消防本部・消防署等		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		4 棟	→	4 棟
	うち耐震性あり	3 棟 (75.0%)		4 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	1 棟 (25.0%)		0 棟 (0.0%)
消防本部・消防署等【耐震化必要棟数：1 - 0 = 1】				
公営住宅等		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		17 棟	→	17 棟
	うち耐震性あり	3 棟 (17.6%)		17 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	14 棟 (82.4%)		0 棟 (0.0%)
公営住宅等【耐震化必要棟数：14 - 0 = 14】				
その他の施設		令和 7 年度	→	令和 12 年度
総 数		24 棟	→	24 棟
	うち耐震性あり	10 棟 (41.7%)		24 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	14 棟 (58.3%)		0 棟 (0.0%)
その他の施設【耐震化必要棟数：14 - 0 = 14】				

図 3-2-3 耐震化必要棟数の状況

第4章 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

1. 基本的な取組方針

本市における住宅・建築物の耐震化を促進するにあたっては、市内の住宅・建築物の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、市は、県及び建設関係団体等と共に、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じていくものとする。

2. 耐震化の促進を図るための支援策

市は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、県と協力・連携して、耐震診断・耐震改修の補助事業等を実施し、円滑な事業推進に努める。

また、各種の具体的な取組みや推進状況とその評価を把握するため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定・実施する。

- ① 市は、県と連携して、耐震相談窓口を設置する。
- ② 市は、市民に対し、耐震化に関する情報や耐震関係の補助制度、改修事業者等について、情報提供を実施する。
- ③ 市は、住宅・建築物の所有者が求めるとき、市で認定した耐震診断士を派遣し、一般耐震診断を実施する。
- ④ 市は、県が各総合支庁の耐震相談窓口で実施している無料簡易耐震診断の周知を図り、市民の耐震化に関する意識啓発を推進する。
- ⑤ 市は、「住宅・建築物安全ストック形成事業」、「住宅リフォーム等支援事業」等の活用・周知により市内の住宅・建築物の耐震化の促進を図る。
- ⑥ 市は、公道等の危険ブロック設置箇所について、撤去の支援を実施し、危険の解消を図る。

3. 改修実施への環境整備

市は、県と協力して、市民が安心して相談や診断・改修を依頼できるよう、建築士を対象とした診断及び改修設計技術の講習、改修事業者を対象とした講習会の開催を実施し、耐震改修の技術向上を図り、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるよう環境整備を行う。

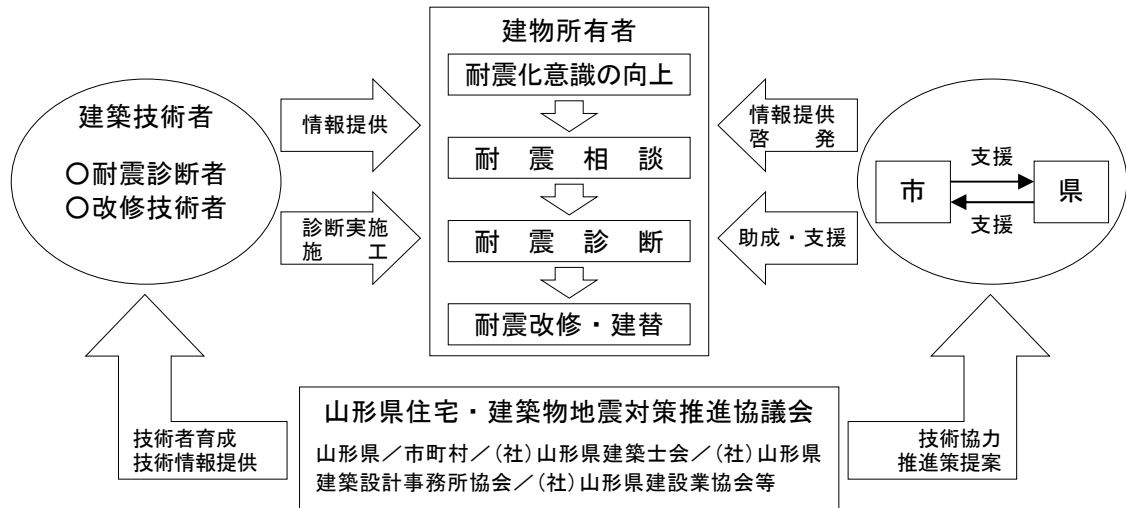


図 4-3-1 耐震化へのイメージ

4. 地震時の建築物の総合的な安全対策

市は、地震時の建築物の総合的な安全対策として、以下の取組を推進する。

- ① 市は、県と連携しながら、耐震化への意識付けと耐震診断・改修への誘導を図る。
 - ・ 広報誌やホームページへの掲載、リーフレット等の配布、県が作成するポスターやパンフレットを活用した耐震化の必要性や地震防災意識の普及啓発
 - ・ 耐震相談窓口における無料簡易診断等の紹介
 - ・ 耐震診断後、耐震改修が難しい場合の減災対策支援等の周知
 - ・ 県で実施する出前講座の活用
- ② 市は、県と連携して耐震診断士の養成や耐震改修工法講習会等を実施する。
- ③ 市は、スクールゾーンや避難場所、避難路等における安全確保等を促進するため、建築物の所有者等に対し、危険ブロック塀の除却、建築物の窓ガラスや看板の落下防止などの安全確保等について指導する。
- ④ 市は、市内の住宅の耐震化の状況を踏まえ、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。

5. 地震時の通行を確保する道路

県は、地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう下記の道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号道路として指定している。

○山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

市は、上記道路の沿道において、倒壊の恐れのある建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第6条に基づき、耐震改修等の実施を誘導するとともに、市所有の建築物の耐震化に努める。

6. ブロック塀等の安全の確保

ブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる避難路は以下の路線とする。

①国道

- ・国道13号線
- ・国道348号線
- ・国道458号線

②一般県道・主要地方道

- ・山形上山線
- ・十日町山形線
- ・上山七ヶ宿線
- ・狸森上山線
- ・萱平河崎線
- ・十日町仙石線
- ・檜下高畠線
- ・小穴十日町線

③市道

④建築基準法第42条に定める道路

⑤上記のほか、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る私道を除く道

7. 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

7-1 地震ハザードマップの周知

市は、県が作成した地震ハザードマップ等の資料を活用し、市民に対して地震による危険性の周知に努める。

7-2 相談体制整備・情報提供の充実

市の耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会などの専門機関の相談窓口を紹介する。

7-3 パンフレット作成・講習会開催

(1) パンフレット、ホームページ等の情報提供

市は、広報誌やホームページへの掲載、パンフレット等の配布により、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に関する情報を市民に提供するとともに、国や県、関係機関等が作成するポスター、パンフレット等も活用し市民の耐震化への意識向上を図る。

(2) 講習会の開催

市は、県及び建築関係団体等の協力を得て、住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会や耐震改修の工法や事例紹介等、技術者向けの講習会を開催する。

(3) 住宅月間・建築防災週間等

市は、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の推進を集中的に図るとともに、防災訓練やその他のイベント等において無料相談、簡易診断等を行い、耐震診断・改修に係る啓発活動を実施する。

7-4 家具転倒防止策

市は、市民に対して、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用して、地震時における家具の転倒防止策の事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

7-5 自治会等との連携

市は、自治会等の要望により耐震相談会を実施する。

また、建築物等の耐震化や公道等に面した危険ブロック塀等を地域全体の問題として捉えるよう助言し、解決に向けた協力要請を行う。

8. その他関連施策の推進

8-1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働

市は、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会と協働して、市民に対し、耐震改修促進に向けた啓発、支援等を実施する。

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要性から、平成 19 年に県、市町村、(社)山形県建築士会、(社)山形県建築設計事務所協会、(社)山形県建設業協会をはじめとした関係団体等により設立された。

- 主な事業
- ・全市町村の耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
 - ・木造住宅の耐震診断・改修マニュアルの作成
 - ・耐震診断士・改修技術者養成講習会の開催
 - ・ハザードマップの検討
 - ・被災建築物の応急危険度判定士養成講習会の開催
 - ・応急仮設住宅建設予定地リストの作成
 - ・リフォーム研修会の開催

8-2 その他

本計画は、耐震化の進捗状況に応じて、適宜点検、見直しを行う。